

伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集要項

令和4年2月

伊丹市

I. 募集概要

1. 募集の趣旨

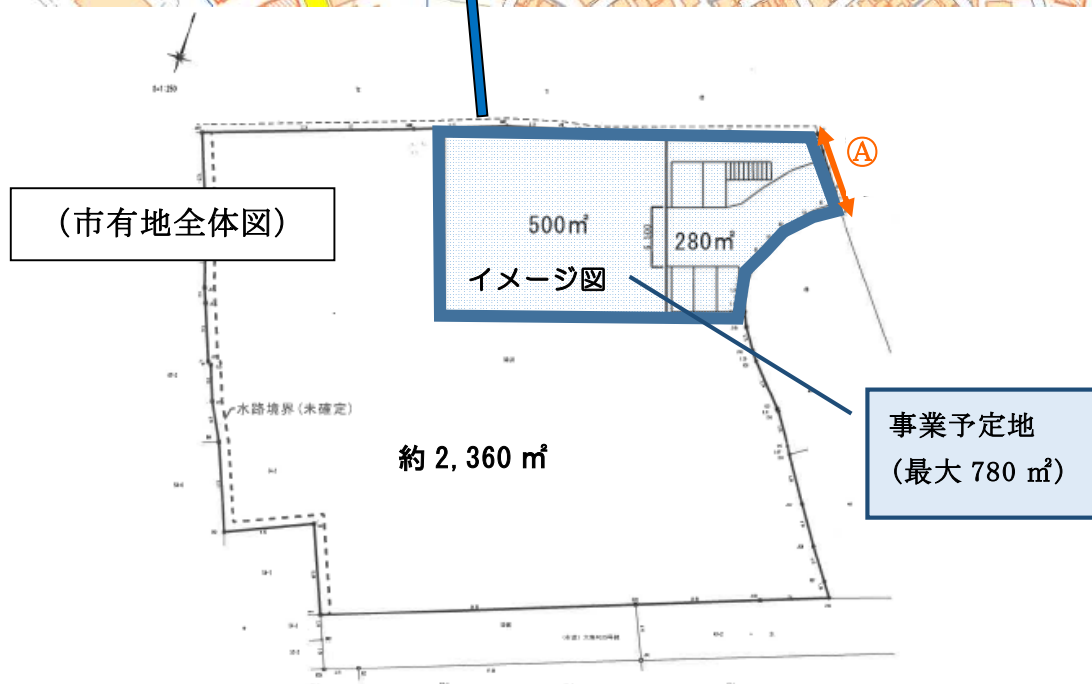
本市では、増加する保育需要に対応し、年度当初における待機児童ゼロの継続等を目指し、この要項に基づき、保育需要の高い地域で民間の認可保育所を設置・運営する事業者を以下のとおり募集します。

2. 募集内容等

■事業予定地について：本事業は市有地の貸付により実施します。

(1) 所在：市立緑幼稚園跡地（伊丹市大鹿5丁目）

市有地 3,140 m²のうち、北東側約 780 m²（使用面積や区画は、①に接していれば、市教育委員会事務局が認める範囲で変更可能です。）



(2) 事業予定地詳細：別紙1及び2参照

最大780㎡の市有地を貸付可能となっておりますので、提案にあたっては保育内容・近隣対策等の観点から敷地内の遊戯場及び駐車・駐輪場の確保について充分考慮してください。

敷地の確定は、設計の進捗に応じた時期に市や関係者立会いのもとに行い、定期借地権契約を締結する予定です。

(3) 契約の種類・期間：

整備期間+20年間の定期借地権設定契約による有償貸付（予定）

※ 賃料は、定期的に見直しを行う予定です。

※ 期間は、保育需要により更新協議を行う場合があります。

(4) 月額賃料：1㎡当たり377円 保証金：月額賃料の3ヶ月分

※1 上記の年間賃料については、現時点（令和3年度）の本市が試算した金額を記載しています。正式な金額は、定期借地権設定契約締結時に確定します。

※2 実際の賃料は、社会情勢の変化等により増減する可能性がありますのでご了承ください。

注) 資金計画を作成する際、当該地の月額賃料は(4)単価に使用予定面積を乗じて算出してください。

<使用を希望する敷地が750㎡の場合：750㎡×377円/㎡=月額賃料282,750円>

■募集施設について

(1) 募集施設：認可保育所※

※「認可保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）、伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第38号）その他関係法令の基準を満たし、県の認可を受けた保育所のことを指し、今回の募集は認可を受ける基準を満たすものを前提とします。

(2) 募集数：1箇所

(3) 定員：60名程度

(4) 対象児童：0歳児～5歳児

(5) 開設時期：令和5年4月1日（厳守）

(6) 開所時間：1日11時間（7時～18時）

(7) 閉所日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(8) 実施事業：通常保育のほか、延長保育事業の実施が必要です。

(9) その他：

- ・ 敷地内に駐車スペースを設けることは可能ですが、小中学生の通学等や路上駐車対策に十分配慮した運営を行ってください。
- ・ 施設整備に際しては、近隣住民へ説明を行うとともに、工事車両等にも配慮してください。

3. 応募資格

上記募集について、本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力できる事業者を募集します。

応募資格は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有する者又は法人格を有することができると思われる者であって、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知）の各法人別の審査基準を満たす又は満たす見込みであること。
- (2) 児童福祉法第35条第5項各号のいずれにも該当すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）等による手続き中の法人でないこと。
- (4) 法人及び役員等が「伊丹市暴力団排除条例」（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

4. 応募スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表・質問受付開始	令和4年 2月 4日（金）
質問受付締切	令和4年 2月17日（木） 17時まで
質問回答（一斉回答）	令和4年 3月 3日（木）
参加申込・企画提案書受付締切	令和4年 3月15日（火） 17時まで
審査（ヒアリング）	令和4年 3月下旬＜予定＞（別途通知）
結果通知	令和4年 3月下旬＜予定＞

Ⅱ. 応募手続

1. 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限：令和4年2月17日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添質問書により電子メールにて提出してください。
※電話・FAX等での質問にはお答えできません。
- (3) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp
- (4) 回答日：令和4年3月3日（木）
- (5) その他：質問を提出している事業者全てに電子メールにより回答日までに回答するとともに市ホームページに掲載します。

2. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限：令和4年3月15日（火）17時まで（必着）
- (2) 提出書類：別紙「提出書類一覧」の「提出書類」に記載のある書類一式
- (3) 提出部数：別紙「提出書類一覧」の「必要部数」に記載のある部数
※原則としてA4判（縦）で提出すること。（図面はA3判とする）
※別紙「提出書類一覧」の書類番号順に並べ、仕切紙にインデックス（No1～31）を付したうえで、フラットファイルに綴じて提出すること。
（A3判はA4サイズに折込む）
- (4) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
（伊丹市役所4階）
- (5) 提出方法：提出先まで持参（提出期限内に到達するものに限り特定記録郵便等による郵送も可）
- (6) 留意事項：①受付期間を過ぎたものは受理しません。
②提出された書類は返却しません。
③提案内容は国又は県への各種補助金手続きに使用しますので、費用を適切に見込んでください。
④様式11「資金収支予算」における「補助金事業収入」については、延長保育料1時間の補助単価1,665千円/年のみを仮で計上してください（延長保育の利用実績により補助単価が変動することがあります。）。
⑤その他事務局が審査に必要とした書類の追加を求める場合があります。

2. 選定方法

伊丹市保育所等設置及び運営者選考委員会が提出された参加申込書等について、書類審査及びプレゼンテーションに対するヒアリング審査を行い、下記の審査基準に基づき選定します。

3. 企画提案(プレゼンテーション)審査方法

(1) 実施日：令和4年3月下旬

※プレゼンテーションの時間は別途通知

(2) 実施時間：1事業者につき30分程度(予定)

(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度)

※応募事業者の状況により、変更する場合があります。

(3) 説明者等：応募事業者の代表者又は事業責任者、施設長予定者等を含む3名までの出席とします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、リモート形式で開催する場合があります。

(4) 審査結果の通知：審査結果は、郵送により全参加者に通知します。

(5) 審査基準：(配分比率)

①設置・運営者(保育所の運営実績・財務状況、開設・運営に当たっての資金計画)：10/85

②組織体制(配置する施設長(所長)・職員配置、確保状況(確保方策)、雇用条件、職員研修)：5/85

③事業計画(施設整備内容・屋外遊戯場の状況・近隣対策(駐車場確保等)・安全対策(避難等)・計画の実現性)：40/85

④事業内容(運営方針・保育内容・給食・保護者との連携・その他地域貢献活動等)：30/85

(6) その他：

①プレゼンテーションは提出された書類をもとに行ってください

②当日の追加提案の説明及び追加資料の配布は認めません。

③プレゼンテーションに際し、パソコンやプロジェクター等の使用は認めません。

④審査は非公開とします。

Ⅲ. 注意事項

1. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

(1) 企画提案(プレゼンテーション)審査の時間に遅れた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) プロポーザルの手続きの過程で、地方自治法施行令第167条の4の規定及び伊丹市入札参加停止基準に抵触することが明らかとなった場合

(5) 本要項及び伊丹市が指示した事項に違反した場合

(6) その他不正行為があった場合

2. その他留意事項

参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の内容に同意したものとみなします。また、参加に当たっては、以下の留意事項を確認・了承のうえ参加してください。

- (1) 提出された企画提案書の変更、差し替え、再提出は認めません。
ただし、公平な審査に必要な書類が不足している場合は、追加提出を求める場合があります。
- (2) 提出書類等は返却しません。また、提出書類等は情報公開の対象となる場合があります（個人情報を除く）、請求により開示することがあります。
- (3) 本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募書類等について、本市が事業者の決定等に必要な場合には、その内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 参加申込後に応募を辞退する場合には、辞退届（様式14）を提出してください。
- (6) 国又は県への各種補助金手続きに必要な書類の作成及び提出について、本市の指示に従ってください。また、建築工事における業者選定については、本市の入札方法に準じて実施してください。
- (7) 企画提案内容の変更は原則認めません。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとします。
- (8) 保育需要状況により、今後、本件募集地周辺でさらに事業者を募集する場合があります。
- (9) 本募集は、施設整備に係る補助金の活用を予定しているため、令和4年度当初予算の市議会の議決を必要とします。関連する予算が令和4年3月定例会において否決となった場合は、本募集は中止します。この場合であっても、伊丹市は事業者に対する違約金・損害賠償などの責任は一切負いません。

IV. 選定された場合の取扱い

この要項に基づき選定された事業者に対して、市は以下の支援を行います。

- (1) 事業認可手続きの支援
- (2) 施設改修等に対する補助

保育所を設置する場合の補助制度は以下のとおりです。

保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所の創設が対象（ただし、国の制度改正により、補助基準額・内容等が変更される場合があります。）。

(問合先)

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

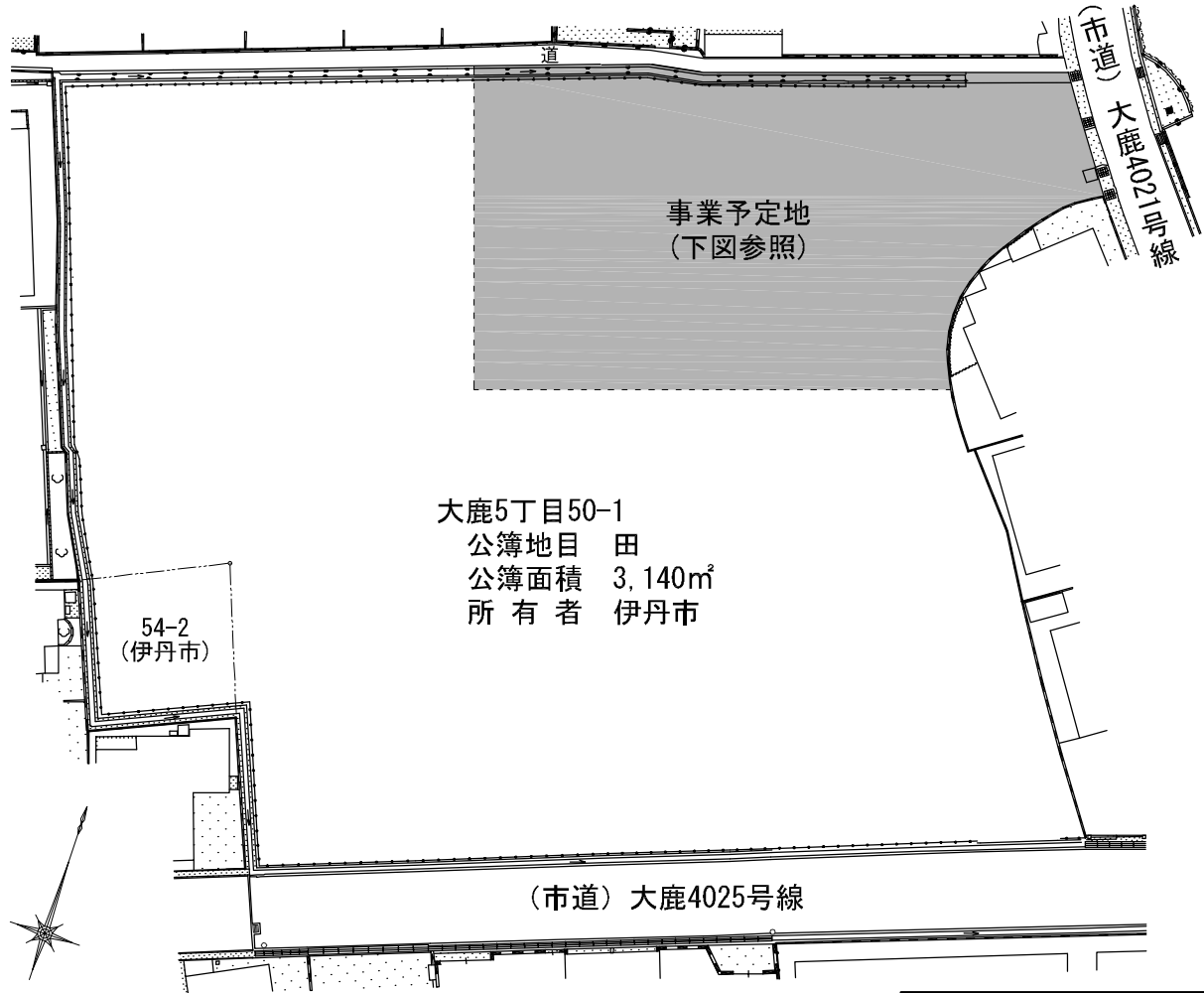
伊丹市教育委員会事務局

こども未来部幼児教育保育室教育保育課

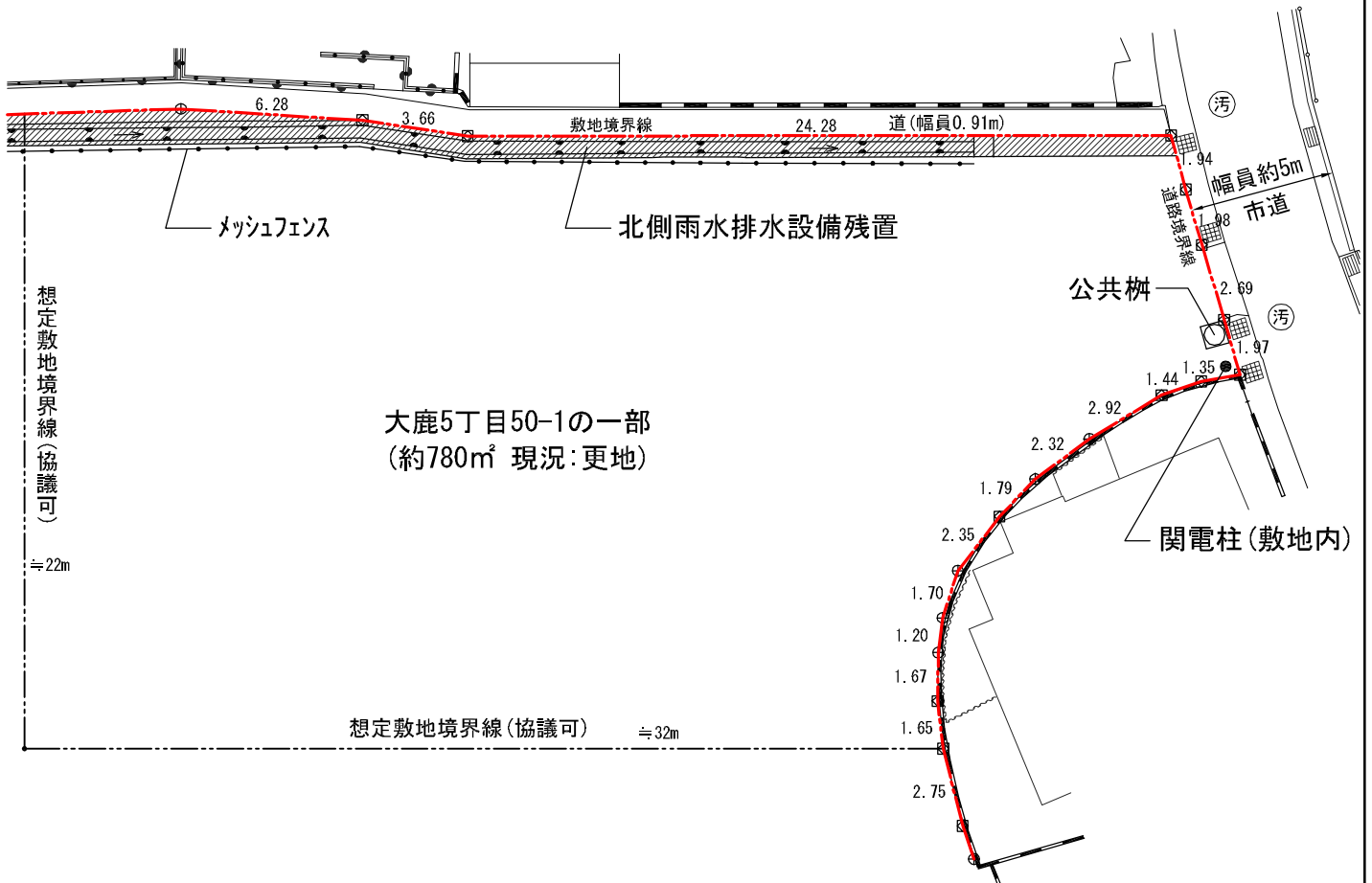
(担当) 西原

TEL : 072 (784) 8035 (直通)

E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp



画地図(市有地全体) S=1:500



画地図(予定地部分) S=1:250

物 件 調 査 書

所在地	地番	伊丹市大鹿5丁目50番1の一部		
	住居表示	伊丹市大鹿5丁目67番地		
地目	公簿	田	現況	雑種地
面積	公簿	3,140㎡	概測	780㎡
地勢	平坦			
区域区分	市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%		容積率	200%
高度地区	第二種高度地区		防火地域	建築基準法第22条区域
道路状況	東側	幅員約5mの公道 [42条1項1号]		
	南側	無し		
	西側	無し		
	北側	無し (里道)		
電気	東側道路に高圧, 低圧架線有り			
ガス	大阪ガス(株)/東側道路にφ200mmの配管有り			
NTT	東側道路に架線有り			
水道	伊丹市上下水道局/東側道路にφ100mmの配管有り			
下水道	伊丹市上下水道局/東側道路にφ250mmの配管有り			
工業用水	伊丹市上下水道局/無し			
その他 特記事項	<p>①当該地の整地及びインフラ整備(地下埋設物・残存物の撤去、移設及び設置・引込み等)に伴う費用については、事業者の負担で行ってください。</p> <p>②東側の敷地内に関電柱があり、現状での引渡しとなります。</p> <p>③東側の民地隣接部(境界協定済み)の整備内容については、事業者の責任において関係者と協議を行ってください。</p> <p>④北側の敷地内に既存フェンス及び側溝があり、現状での引渡しとなります。フェンス等の改修が必要な場合は事業者の負担で行ってください。ただし、側溝等雨水排水設備は既存の機能維持が必要です。整備計画、改修を考える場合は事前に市担当課と協議を行ってください。</p> <p>⑤本事業対象地の境界線は一部想定ラインを含みます。大幅な変更は出来ませんが、780㎡を目安とし、境界線を設定し直すことについては協議可能とします。(別紙1参照)</p>			